

令和元年度

多可町契約管理システム等導入業務委託
仕様書

兵庫県多可郡多可町

はじめに

建設工事、設計・建設コンサルタント、物品・役務等の調達において、原課から契約担当課で実施される契約関連業務の効率化及び、入札等参加資格審査申請や登録業務をインターネット上でも処理を可能とするシステム等の導入に際し、基本的な考え方（仕様）を示す。

1. 概要

1-1. 業務名称

多可町契約管理システム等導入業務委託（以下「本業務」という。）

（１）契約管理システム

ア システム構築

イ システムの導入及び構築

ウ 操作研修（対象：町職員）

エ 業者データ移行

（建設工事：約 550 件、設計・建設コンサル約 360 件、物品・役務 630 件）

※ 詳細は、（様式 7-1、7-2）参照

（２）入札等参加資格審査申請システム

ア システム構築

受注者の管理するサーバー内とする。登録完了後のデータを「契約管理システム」に落とし込み、利用できるものとする。

イ 令和２年度～入札等参加資格審査申請分の登録

受注者の管理する申請書用ホームページ（多可町のホームページ（入札情報）とリンク）に申請があったものを登録する。

ウ 操作研修（対象：申請希望者）

※ 詳細は、（様式 7-1、7-2）参照

1-2. 業務場所

本業務実施施設及び納入先は、下表のとおり。

	施設名称	施設所在地
①	多可町役場	兵庫県多可郡多可町中区中村町 123 番地

※ 入札等参加資格審査申請システムは、受注者の管理するサーバー内とし、インターネット上から確認できる場所とする。

1-3. 履行期間

契約日より令和２年３月 27 日（金）までとする。

なお、入札等参加資格審査申請システムについては、令和２年早々の業者登録に対応する必要があるため、原則年内に稼働できるように構築すること。

1-4. 納品物等

(1) 契約管理システム

ア ソフトウェア（プログラム）

イ バックアップ等の簡易な関連機器の設置

ウ 操作マニュアル等（電子データも含む）

※ 詳細は「1-7. 検査・試験等（5）完成図書及び書類」

(2) 入札等参加資格審査申請システム

ア サイトのアドレス（サイトの内容が確認できるもの）

イ サイトの画面ピクチャ

ウ 操作マニュアル等（電子データも含む）

※ 詳細は「1-7. 検査・試験等（5）完成図書及び書類」

1-5. 適用範囲

本仕様書は、本業務にかかる、設計、システム導入、動作確認及び試験等の総合調整業務、操作研修等を含むものとする。

1-6. 遵守事項

- (1) 本業務は本仕様書によるもののほか、関係法令等に定める規定を遵守すること。
- (2) セキュリティ対策として、ウィルス、情報漏えい、不正アクセス、運用時の脆弱性等の対策が施されていること。
- (3) 既存施設、既存システムとの連動において障害をきたさないように施工すること。
- (4) 本仕様書に明示されていない事項又は、疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上決定するものとし、いずれか一方的解釈によつてはならない。
- (5) 本仕様書に記載される範囲において、既存のシステムとの連携が必要なものについては、発注者と十分協議すること。
- (6) 本仕様書に記載される内容でやむを得ず変更を必要とする場合は、発注者と受注者が協議を行い、業務仕様変更の対象とする。
- (7) 本業務による発生材、廃材等の処理は受注者の責任において、関係法令に従い行うこと。
- (8) 機器の設置が必要な場合は、可能な限り低消費電力及び省スペース化を図ること。
- (9) 受注者は、契約締結後速やかに発注者と十分な打合せを行い、下表の書類等を遅滞なく提出し承諾を得なければならない。また、要員に変更がある場合は直ちに変更書類を提出するものとする。加え、要員の管理については受注者が責任を負うが、要員の要件を満たさない場合は直ちに交替するものとする。

①	着手届
②	工程表
③	主任技術者届
④	照査技術者届
⑤	情報保護管理者

⑥	情報保護責任者
⑦	業務実施計画書
⑧	その他必要書類

(10)受注者は、施設の配管・配線等の作業を行う場合は、事前に施工図等により発注者の承認を得ること。

(11)発注者は、受注者が発注者のシステム設置場所において作業する場合は、業務の執行に必要なスペースの確保（以下、「施設等」という。）及び装置、資料等は無償で受注者に貸与する。受注者は、施設等の使用にあたっては、発注者の運用基準に従い十分に注意・配慮したうえで使用しなければならない。

(12)受注者は、当該業務以外のために発注者の施設等を使用してはならない。

(13)受注者は、業務実施計画書に基づき適正な業務管理を行い、業務執行の主要な段階及び発注者が指示した個所において、業務の執行状況を発注者に報告し、相互に確認し合う等の措置をとるものとする。また、発注者の承認がなければ次の作業を進めてはならない。

(14)受注者は、発注のデータを複写または複製してはならない。ただし、業務遂行のためやむを得ない場合に限り、発注者の同意を得て行うことができる。この場合、使用済みのデータは、速やかに消去、焼却等、再使用不可能な方法で処分するものとする。

(15)個人情報の保護

①受注者は、業務に係る個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものをいう。以下同じ。）を常に適正に維持管理しなければならない。

②受注者は、個人情報を改ざん、破損、滅失および漏えいその他の事故から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

③受注者は、個人情報を業務完了後速やかに返還しなければならない。

④受注者は、個人情報保護の観点から、情報保護管理者及び情報保護責任者を置かななければならない。かつ、契約時に文書にして発注者に提出するものとする。

⑤情報保護管理者は、②の措置を定めるとともに、情報保護責任者その他の従業員を指揮監督するものとする。

⑥情報保護責任者は、情報保護管理者の指揮をうけ、②の具体的措置を実施すると共に、従業員を指揮監督するものとする。

⑦受注者は、個人情報を第三者と通信回線によって結合して処理してはならない。ただし、発注者が認める場合は、この限りではない。

(16)受注者は、業務の遂行に支障が生じると発注者が認めた場合は、発注者の指示により、業務完遂のため万全の措置を講じなければならない。

(17)発注者または受注者のいずれかに不測の事態が発生した場合、または作業進行が遅延する可能性の生じた場合は、直ちに相手方に報告し、両者協力して対処するものとする。

(18)権利の帰属

発注者は、前項の成果物を自由に使用する権利を有する。ただし、発注者または受注者が、受注者または発注者の有するノウハウ及び両者共同で開発した新たなノウハウを、他に流用又は第三者に提供しようとするときは、文書により事前に相手方の承

認を得なければならない。

(19) 訂正作業

受注者は、契約期間終了後といえども、成果物に受注者の責に帰すべき欠陥または誤りが発見されたときは、受注者の負担においてすみやかにその訂正にあたらなければならない。

(20) 業務の引継義務

本システムの契約期間満了時には、受注者は責任をもって業務の引継ぎを完全に行わなければならない。なお、その時点での本システムの全データと、そのデータレイアウトの説明書を提出すること。また費用が必要な場合は保守費用に含めて提案すること。

(21) 損害賠償と契約解除

次の場合には、発注者は受注者に対し賠償を請求し、あるいは契約を解除することができる。

- ① 発注者が所有する個人情報の保護に反し、流用または漏えいがあったとき。
- ② 不測の事態発生時等の措置の報告を怠って作業進行に重大な支障をきたしたとき
- ③ 業務の引継義務に反し、引継ぎが不十分な場合。
- ④ 引継ぎ期間中に重大なトラブルを起こしたとき。
- ⑤ その他、受注者の責に帰すべき事由によりは発注者に損害が生じたとき。

(22) 法令上の責任

受注者は、関係法令上のすべての責任を負うものとする。

1-7. 検査・試験等

- (1) 受注者は、各システムの構成物（ネットワーク機器、サーバマシン等）が本仕様書に規定する性能の確認を行う単体試験及び、形状・寸法が定められた規格及び製品仕様に適していることを確認する構造試験を実施すること。なお、試験項目の細目等については、発注者と別途協議の上決定すること。
- (2) 受注者は、システム構築後、本仕様書に規定する項目全般に関する総合試験を実施すること。試験項目の細目及び日程等については、発注者と別途協議の上決定すること。
- (3) 本項に定める各試験の実施要領は、受注者側で作成し、発注者と協議の上、承認を得ること。
- (4) 本項に定める各試験の実施に必要な測定器、試験用端末等は、受注者側で準備すること。
- (5) 完成図書及び書類

受注者は、完成図書として、発注者が行う完成検査時に、下表に示す書類を提出すること。なお、提出部数については、発注者の別途指示に従うこと。

①	システム設計書（機能、性能、詳細設定内容等が読み取れるもの）
②	試験成績書（1-7 項にて規定した全試験の成績書）
③	システム構成図、理論図（全体）

④	運用マニュアル
⑤	取扱説明書
⑥	機器・装置等の取扱説明書、保証書一式
⑦	その他必要とする書類

※ 電子データでも提出のこと。

(6) 期間満了後の取扱い

継続運用の予定であるため、その観点から提案すること。

1-8. その他

業務実施にあたっては、状況を十分調査のうえ、発注者と協議し、既存施設の安全を考慮の上、損傷を来さぬように施工すること。

2. 整備方針

2-1. 契約管理システム ※詳細は（様式 7-1、7-2）参照

- (1) クライアントサーバー方式又はW e b システム型で構築すること。
- (2) 庁内のローカル環境を利用し、他の業務に支障を来たさないこと。
- (3) クライアントは既存のパソコン・プリンターを使用すること。
- (4) 複数のクライアントが同じに接続し、適切かつ迅速に処理できること。
- (5) プリンターは機種依存しないこと。

2-2. 入札等参加資格審査申請システム ※詳細は（様式 7-1、7-2 参照）

- (1) W e b システム型で運用するものとする。
- (2) 受注者側でW e b サーバーを用意し、本町へ入札等の参加を希望する者の入札参加資格審査申請書をインターネット上で、受付登録できること。登録完了したデータは、契約管理システムに落とし込めること。
- (3) 紙申請の場合も柔軟に対応できること。

2-3. 現行クライアントの設定

本町に設置している既存クライアントは、本業務が利用できるよう設定を行うこと。

2-4. 作業範囲

本仕様を満たす新システムの構築と設定及び既存データ移行作業を行い、各クライアントより新システムにアクセスできデータ照会・更新及び各種帳票印刷等の正常運用が確認でき、操作研修が終了するところまでとする。

入札等参加資格審査申請システムにおいては、各種パターンを想定したデモ申請の受付に問題ないことが確認されると共に操作研修が終了するまでとする。

3. 整備要件概要

3-1. システム整備概要

(1) 本業務用サーバーの構築

クライアントサーバー方式又はWebシステム型いずれの場合においても多可町役場サーバー室に設置された仮想基盤上のサーバー領域に対して導入すること。

当該仮想基盤サーバーにて割り当て可能なリソースの最大値は以下のとおりとし、受注後に必要なリソースを多可町に報告すること。

・CPUコア数：4コア メモリ：16GB HDD：1,000GB

なお、運用開始後1年間は、スペック不足によるレスポンスの遅延等が発生した場合、原因の追求と改善対応等を保守業務において実施すること。

また、用意可能なOSは以下のOSとする。

・OS：Windows Server 2016

なお、当該仮想基盤サーバーは最低限のバックアップしか行われないため、別途バックアップ装置を設置するなど、バックアップを考慮した設計とし、バックアップ装置は5年間使用しても十分な容量を有する機器であること。また、Oracleの使用については、仮想基盤上でのライセンスカウントの問題があるため、不可とする。

(2) 本業務システムソフトの詳細仕様（共通）

ア クライアントのOSは、Windows10以上に対応すること。

イ クライアントのブラウザは、InternetExplorer11以上に対応すること。

ウ 基本的に全職員使用可能とする（9/1現在想定台数：200台）。但し、操作及び閲覧可能な情報等の制限を任意で設定出来るものとする（制限方法は契約・情報担当にて随時設定可能とする）。

エ 上記のとおり、複数クライアントによる同時アクセスを想定しているため、CPU負荷の低いシステムとすること。

オ 業務に支障を来たさない時間帯（23:00～7:00）に1日1回、本町職員が作業することなくシステム上で自動バックアップの設定を行うこと。また、バックアップが正常に実施できたことが確認できること。

カ 当該システムに登録した案件及び情報について、修正及び削除ができること。

キ 各種統計や定期的或いは随時の調査物への対応が容易であること。

ク 当該システムに登録した各種情報をCSV形式等に出力できること。

ケ 組織の改編・人事異動等に迅速且つ容易に対応できること。

コ 消費税等が自動的に計算できること。

サ 本システム利用者へのお知らせやカレンダー機能を有すること。

シ 作業効率の観点から通常の帳票出力は操作ステップ数を基本4ステップ以内で設計すること。

ス 既存の文書管理システムや債権者情報との連携が可能なこと。

セ 印刷実行前にプレビューで確認可能なこと。

ソ コリンズ、テクリスのデータが取り込み可能であること。

タ 兵庫県の電子入札システムとの連携が可能であること。

チ 仕様書にない項目で契約・業者管理システム運用上、必要な機能を装備すること。

仕 様 内 容

1	契約管理（随意契約、見積合せ、指名競争入札（郵便入札含）、制限付一般競争入札、公募型指名競争入札、総合評価落札方式、総価・単価契約及び賃貸借等による月額リース契約など） 【管理項目】発注区分（一般、指名、見積、特随、プロポ、公募型指名、総合評価）番号、工事（業務）名、工事（業務）年度、会計、種別、業種、工種、工事概要、地区、予算額、設計額（税込・税抜）、予定価格（税込・税抜）、最低制限価格（税込・税抜）、低入札価格調査基準価格（税込・税抜）、調査基準最低価格（税込・税抜）、パスワード、請負業者、工期（始期・終期）、入札金額、消費税、請負金額、落札率、履行保証、還付、提出書類（着手・工程・現場代理人・技術者・監督員通知）、契約日、変更契約（１）（変更金額・消費税・工期（終期））、変更契約（２）（変更金額・消費税・工期（終期））、変更契約（３）（変更金額・消費税・工期（終期））、変更契約（４）（変更金額・消費税・工期（終期））、変更契約（５）（変更金額・消費税・工期（終期））、現契約請負額（消費税）、現工期（終期）、担当課、主任監督員、総括監督員、前払金（月日・額）、部分払（月日・額・回数分）、支払額（月日・額・税込・税抜）、支払額計（税込）、成績、成績通知、入札審査会、選定の経緯、入札日、入札順番、入札時間、入札場所、通知日、通知番号、質疑締切（月日・時間）、質疑回答日（月日）、備考、入札立会人（職・氏名）、事業起案日、随契理由、変更理由（回数分）、現場代理人、主任技術者、監理技術者、入札結果（再度入札を含め２回分）、その他
①	工事・委託契約管理
a)	原課で件名・場所・概要などを入力して事業起案伺書が作成できること。
b)	契約担当課が、原課より入力された事業起案伺書情報で、調達事務ができること。
c)	事業起案同時に業者選定（案）が作成できること。
d)	業者の選定は、業種や地域区分・実績・ランクなどから、業者を一覧表示し選択することができること。
e)	業者選定にて、業者選定審査表を出力できること。
f)	一般競争入札での入札参加業者の受付が行えること。
g)	入札・契約事務で作成する以下の帳票を出力できること。 (1) 各種契約書、仮契約書、請書 (2) 指名通知書、見積依頼書、入札参加資格審査結果書 (3) 入札執行通知書、予定価格調書 (4) 入札書、見積書 (5) 開札結果表、入札結果表（公表用）、契約締結報告、監督員通知 (6) 建退協の証紙（台紙） (7) 前払金交付申請書（工事・委託）

	(8) 契約関係書類送付案内分
h)	契約担当者が原課から入力された変更契約情報により、変更契約の処理が行えること。
i)	検査が必要な契約に対して、検査結果の入力ができ、検査調書、検査結果通知書（成績表）が出力できること。
j)	案件の各段階（業者選定・指名・入札・契約・契約変更・検査）の進捗監理ができ、各調書に出力ができること。また、支出状況についても契約管理システムに反映すること。
k)	契約実績情報をもとに、落札回数や契約実績等、契約に関する統計資料を作成し出力できること（ <u>公共事業等の事業施行計画及び事業施行状況等</u> ）。
l)	業者別の選定件数、契約件数、契約金額などの実績を自動集計し、出力できること。
m)	各業務では、入札日や金額等の条件により、迅速に目的の契約を検索し、表示および印刷できること。
n)	契約の規模により、契約書の種類を選択できること。
o)	契約書と同時に契約関係書類（内容により選択）も印刷できること。
p)	中間前払等にも対応可能なこと（現在、適用なし）。
q)	オプション機能により、電子入札システム（JACIC コアシステム）との連携（案件情報登録、入札結果取込）が行えること。
②	物品・役務契約
a)	原課で物品コードまたは品名・品質・規格・数量などを入力して、物品調達の起案伺書作成ができること。
b)	契約担当課が、原課より入力された起案伺書情報で、調達事務ができること。
c)	執行同時に業者の選定（案）が作成できること。
d)	業者の選定は、取扱種目や所在地区区分から、業者を一覧表示し選択することができること。
e)	業者選定事務で作成する各種帳票を出力できること。
f)	一般競争入札での入札参加業者の受付が行えること。
g)	入札・契約事務で作成する各種帳票を出力できること。 (1) 各種契約書、仮契約書、請書、発注依頼書 (2) 指名通知書、見積依頼書、入札参加資格審査結果書 (3) 入札執行通知書、予定価格調書 (4) 入札書、見積書 (5) 開札結果表、入札結果表（公表用）、契約締結報告、監督員通知 (6) 契約関係書類送付案内分
h)	契約担当者が原課から入力された変更契約情報により、変更契約の処理が行えること。

i)	検収が必要な契約に対して、検収日の入力ができること。また、検収調書の出力も行えること。
j)	契約の各段階（業者選定・指名・入札・契約・契約変更・検査）において、随時、契約台帳にデータ更新ができ、各台帳への出力ができること。なお、支出状況についても契約管理システムに反映すること。
k)	契約実績情報をもとに、指名落札回数や契約実績等、契約に関する統計資料を作成し出力できること。
l)	業者別の選定件数、契約件数、契約金額などの実績を自動集計し、出力できること。
m)	各業務では、入札日や金額等の条件により、迅速に目的の契約を検索し、表示および印刷できること。
n)	契約の規模により、契約書の種類を選択できること。
o)	契約書と同時に契約関係書類(内容により選択)も印刷できること。
p)	単価契約物品について、物品コード・品名・規格・単価・単価契約業者などの管理が行えること。
q)	オプション機能により、電子入札システム（JACIC コアシステム）との連携（案件情報登録、入札結果取込）が行えること。
③	業者管理（入札等参加資格審査申請システム含む） 【管理項目】番号、種類、登録区分（県外、県内、町内）、業者名（ふりがな）、代表者（役職・氏名）、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、受任先、受任者等、選任技術者、経営管理責任者、技術者数、経営事項審査に関する各種情報、指名停止停情報、登録区分（建設工事：建設業法に定める29業種／測量・コンサル：測量・土木コンサル・建築コンサル・地質調査・補償コンサル・登記・その他等／物品・役務：希望品目・取扱業務等、備考欄）、建設工事は業種毎の格付ランク及び格付評定値、経営事項審査更新日・基準日・通知日を入力できること。その他、任意に項目欄を追加できること。
a)	入札参加資格審査申請の定期受付と追加受付に対応していること（町が定める様式による申請で建設工事、測量・コンサル、物品・役務毎）。また、内容変更があった場合、変更入力することにより、業者マスタの更新が行なえ、修正履歴も含めシステム上で管理できること。
b)	業者の定期・追加受付は、登録済みデータをもとにして作成するため、変更点だけを入力することで当該年度データが作成できること（利用可能な既存データがある場合）。次年度以降も同様とする。
c)	物品等の業者管理については、当該業者の取扱種目の入力ができること。
d)	建設工事に係る業者管理については、建設業法に基づく経営事項審査による客観数値に、自治体における主観数値を加味した総合数値を自動計算し、格付条件を入力することにより、工種毎の格付決定が可能である

	こと（自由入力も可能なものとする）。
e)	業者マスタに登録された業者情報を自動集計し、業者統計資料や業者名望等の公表用資料を作成できること。
f)	業者番号・業種・フリガナ等のキー入力により、該当する業者のデータ（業者名・住所・電話番号・業種・格付・資格者数等、契約実績等）の情報を参照することができること。
g)	指名停止等のデータを管理のうえ関連書類の出力に対応し、業者の一覧および業者の詳細情報を迅速に検索できること。
h)	定期・追加申請の期間を設定すると共に、申請状況が分かるようにすること。
i)	申請時様式の必須・任意の区分表示や申請の修正等に対応すること。
j)	申請利用者用のガイドやマニュアルをホームページ内に作成すること。
k)	提出されたデータは契約管理システムで利用可能なこと。

※各帳票印刷様式の項目及び内容については、担当者と十分協議すること。

3-3. ネットワーク構成

既存ネットワーク構成を維持するものとし、IP アドレスは発注者が割り当てるものとする。

4. 保 守

4-1. 保守契約

本業務にかかる保守契約は、別途締結するものとする（令和2年4月1日から5年間の長期継続契約）。但し、システム引渡し後、1年以内に本仕様書と不一致が判明した場合は、無償で是正措置を行うものとする。

保守に係る費用は月払い（60回払い）とし、当月分の保守費用を翌月末までに支払うものとする。

4-2. 保守仕様

(1) システム

システムにかかる保守については、定期的なアップデート及びメンテナンス作業を随時行うものとする。特にインターネットからの受付登録に関するシステムについては、不正アクセス対策を含めたセキュリティ対策について、脆弱性対応等を定期的を実施すること。

システム障害発生時においては、直ちに遠隔又は現地作業にてシステム復旧を行うこと。

(2) ハードウェア

当該業務で設置した機器に障害が発生した場合には、2時間以内に訪問修理が行える体制を整えること。

(3) 定期報告

保守業務において発生した質疑応答内容や障害対応について、半年に1度書面等にて報告すること。ただし、重大な障害発生時には随時報告することとし、事後対応策（改善対応策）等についても報告すること。

(4) 保守体制

保守の体制として、ヘルプデスクや障害発生時等の受付窓口（時間：8:30～17:15（土日祝日除く））を設けること。

(5) その他

本システムの契約期間満了時（5年後）には、システムを継続利用することも想定している。提案するシステムは10年間以上安定した保守サポートが提供できるものとし、更新（バージョンアップの改修作業等）に関する情報提供（参考費用の明示等）についても別途誠意をもって対応すること。